

船橋市移動販売支援事業補助金に関するプロポーザル実施要領

1. 目的

身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買い物が困難な状況に置かれた市民を支援するため、船橋市移動販売支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受け、船橋市内で移動販売事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

2. 募集事業者数

1 事業者

3. 補助金の内容

補助率	1 / 2
補助上限額	200万円/年
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">● 移動販売車の取得に係る経費及び賃貸借料● 備品購入費● 人件費（月額150,800円を限度とする※）● 広告宣伝費及び販売促進費
補助期間	最大5か年度
補助要件	<ul style="list-style-type: none">● 市内に事務所又は事業所を有すること● 移動販売で販売する商品を、市内にある店舗で調達すること● 鮮魚、精肉及び青果物を全て移動販売で取り扱うこと● 市が指定する買い物困難地域で移動販売を行えること● 週5日以上、移動販売を行えること● 移動販売に係る関係法令を遵守すること● 補助金の交付決定を受けた初年度を含む5か年度以上継続して移動販売を行えること● 船橋市税を滞納していないこと
その他	<ul style="list-style-type: none">● 道路幅が狭い地域もあることから、移動販売車両は軽トラックが望ましい。

※ 詳細については、補助金交付要綱をご参照ください。

※ 補助金交付要綱において、人件費の補助限度額は「船橋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則別表第6イに規定する技能職員の初任給」と規定しています。表記の額は平成31年4月1日現在のもので、変動する可能性があります。

4. 移動販売実施場所

- 移動販売を行う場所は市が事業者指定し、販売ルート（曜日、順番等）は市と協議

の上、事業者が作成するものとしします。対象地域は、別添「買物困難地域の24地区コミュニティ別分析」の中の「買い物に困難を感じている住民が多いと考えられる地域」を想定しております。なお、対象地域は今後の調整により増減する可能性があります。

- 移動販売車両の駐車場所は、市が地元町会・自治会等と調整のうえ確保する予定です。
- 本募集への提案にあたっては、物理的・時間的に実施できない地域は販売ルート案から除外して構いませんが、多くの地点で実施できる方が評価は高くなります。
- 販売場所・ルートは、市と事業者が協議により定期的に見直し、場所の追加や、売上が少ない場所での販売を取りやめる場合があるものとしします。
- 補助金を充てて調達した移動販売車を使って、市が指定する場所以外で移動販売を行う場合は、市の許可を得ることを要するものとしします。近隣に店舗があり当該店舗の営業に悪影響を与える恐れがある場合や、他に実施すべき場所がある場合などは、許可しない場合があります。

5. スケジュール

公募開始	平成31年4月15日（月）
質問書の締め切り	〃 4月23日（火）
質問書に対する回答	〃 4月26日（金）
募集締め切り日	〃 5月9日（木）
プレゼンテーション	〃 5月13日（月）
審査結果通知	〃 5月16日（木）

※ 各実施日については、事務の都合により変更できるものとしします。

6. 本募集に関する質問

質問方法	様式5により、電子メールで船橋市商工振興課あてにご提出ください。 Email : shokoshinko@city.funabashi.lg.jp
質問期間	4月15日（月）～4月23日（火）
回答方法	4月26日（金）に市ホームページに掲載します。 ※ 質問が無かった場合は、その旨を掲載します。

7. 応募方法等

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加申込書（様式1） 1部 ● 事業計画書 7部（様式は任意とししますが、以下を遵守してください） <ul style="list-style-type: none"> ➢ A4サイズ10ページ以内とすること（縦・横自由） ➢ 以下の内容を必ず記載すること <p>① 販売商品</p>
------	--

	<p>② 販売商品を調達する店舗の名称及び所在地</p> <p>③ 予定している移動販売車両の規格</p> <p>④ 実施体制（移動販売の従事予定者及びフォロー体制等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 収支計画表（様式2） 7部 ● 移動販売ルート提案書（様式3） 7部 ● 移動販売事業実績表（様式4） 7部 <p>※ 「9. 評価方法等」中の「評価基準」に従い評価することを念頭に、各書類をご作成ください。</p>
提出先	船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25）あてに郵送又は持参によりご提出ください。
受付期間	4月15日（月）～5月9日（木） ※ 郵送の場合は受付期間内に必着、持参の場合は開庁日の9:00～17:00の間でお願いいたします。

8. プレゼンテーション

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出書類の内容に沿って、事業計画について説明（20分以内）いただいた後、質疑応答（20分以内）を行います。 ● 応募時に提出した資料を使用して説明するものとし、説明用に追加で資料を配布することはできません。またプロジェクターの使用はできません。
出席者	1事業者あたり3名以内でお願いいたします。
実施日時	5月13日（月）10:00～12:00のうち1事業者あたり40分 ※ 集合時間及び場所（船橋市役所内）は、募集期間終了後に通知します。

9. 評価方法等

評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価委員は、提案の内容を元に別表「船橋市移動販売支援事業補助金事業者評価採点表」により採点を行います。 ● 評価委員ごとに採点結果の高い提案者順に順位を付し、各評価委員が付した順位の数字を合計した数値（以下「順位点」という。）の最も低い事業者を最優秀提案者として選定します。 ● 順位点が同一の事業者が複数いた場合、各評価委員の採点の合計点数が最も高い事業者を選定し、さらに合計点数も同一の事業者が複数いた場合には委員の評決により選定します。 ● 応募が1事業者のみの場合であっても、評価を行い、最優秀提案者として適当でないと思われられる場合には、最優秀提案者と選定しないことがあります。
------	---

評価項目		
	項目	評価基準
商品 充実度	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売商品が充実しているか。 ● 要件である生鮮三品を全て取り扱っているほか、加工食品や日用品が充実しているか。 	20
サー ビス	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスが充実しているか。 (例：要望を受けた商品の取り寄せ、足の悪い方 向けに商品を自宅までお届け) 	20
販売 ルート	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の想定する買い物困難地域のうち、なるべく多 くの地域で移動販売を実施することが可能か。 ● 移動販売車両は細い道などにも入ることを想定 した仕様か。 	20
採算性	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動販売事業を安定して実施できる収支計画と なっているか。 ● 採算性を確保するための工夫があるか。 	10
実施 体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的に移動販売事業を実施する体制が整って いるか。 ● 移動販売従事者は移動販売の経験があるか。 ● 移動販売従事者が急病等の場合もフォローでき る体制となっているか。 ● 移動販売車両が故障した際の代替があるか。 	10
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 実績があり、移動販売に関するノウハウを多く有 しているか。 (例：効果的な販売方法、売筋商品に関するデー タ保持) 	10
その他 提案	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域経済活性化や地域包括ケアシステム構築等 に資する提案があるか (例：市特産品の取扱い、高齢者の見守り機能) 	10
合計		100
※ 各評価委員が項目ごとに6段階で評価を行います。		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価結果については、最優秀提案者に採用通知書、それ以外の事業者には不採用通知書を送付することによりお伝えします。 ● 評価結果は、市ホームページに公表します。公表する項目は、最優秀提案者名及び各事業者の順位点とします。最優秀提案者以外の事業者名は公表しません。 	

10. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とします。

- ① 受付期間後に応募した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

11. その他留意事項

- ① 本募集への参加に係る費用については、すべて事業者負担とします。
- ② 最優秀提案者に選定されたことをもって、補助金の交付決定をするわけではありません。必要に応じて市と協議を行い、事業計画を調整した後、補助金の交付申請をしていただき、市の審査を経て、交付決定となります。
- ③ 本募集において提出された書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

12. 事務局

船橋市経済部商工振興課商業係

TEL : 047-436-2472

Email : shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、平成31年4月15日から施行する。

(失効日)

この要領は、平成31年5月31日をもって、その効力を失う。

(様式1)

年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

船橋市移動販売支援事業補助金応募申込書

船橋市移動販売支援事業補助金に関するプロポーザルについて、実施要領の記載事項を遵守のうえ応募します。

【連絡先】

部署名	
担当者名	
電話番号	
Email	

(様式2)

収 支 計 画 表

事業者名： _____

(1) 収入 (単位：千円)

	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
①稼働月数	7か月	12か月	12か月	12か月	12か月
②月間売上高					
③年間売上高 (①×②)					
④想定粗利率	%	%	%	%	%
⑤粗利益 (③×④)					
⑥その他営業収益					

(2) 支出 (単位：千円)

	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
⑦備品購入費					
⑧車両取得費・リース料					
⑨保険料・車検料					
⑩修理費					
⑪燃料費					
⑫広告費・販促費					
⑬人件費					
⑭その他経費					
⑮支出計 (⑦～⑭の合計)					

(3) 営業利益 (単位：千円)

	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
⑯営業利益 (⑤+⑥-⑮)					

※ 市補助金の額は含めないこと

※ 平成31年9月から移動販売を開始する想定とする

(様式3)

移動販売ルート提案書

事業者名： _____

	月	火	水	木	金	土	日	記入例
9:00								商品補充
9:15								↓
9:30								↓
9:45								移動
10:00								①
10:15								移動
10:30								②
10:45								移動
11:00								③
11:15								移動
11:30								④
11:45								移動
12:00								↓
12:15								商品補充
12:30								↓
12:45								移動
13:00								⑤
13:15								移動
13:30								⑥
13:45								移動
14:00								⑦
14:15								移動
14:30								⑧
14:45								移動
15:00								⑨
15:15								移動
15:30								⑩
15:45								移動
16:00								↓
16:15								帰還
16:30								
16:45								
17:00								

- ※ 別添「買物困難地域の24地区コミュニティ別分析」中「買い物に困難を感じている住民が多いと考えられる地域」の①～⑩を対象とした移動販売ルートについて、距離・交通事情等を勘案のうえ、記入例をもとに提案すること。
- ※ 物理的・時間的に実施できない地域は販売ルートから除外して構わないが、なるべく多くの地点で実施できる方が評価は高い。
- ※ 今後の調整により、販売地点が変更となる可能性があること等から、実際の販売ルートは、市と事業者が協議のうえを決めることとなる。

(様式4)

移動販売事業実績表

事業者名： _____

市区町村名	開始年月	終了年月	概要

- ※ 他市区町村における移動販売事業の実績を記入すること
- ※ 継続中の場合、終了年月欄には「継続中」と記入すること
- ※ 概要欄は、開始経緯、販売地点数、地域の特性等を記入すること

(様式5)

年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

所在地

事業者名

代表者職氏名

質 問 書

船橋市移動販売支援事業補助金に関するプロポーザルについて、次の質問をします。

No	資料名	ページ	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			

※ 行が不足する場合は、適宜追加してください。

【連絡先】

部署名	
担当者名	
電話番号	
Email	